

桑名市社会体育施設照明設備ＬＥＤ化事業 募集要項等に関する質問に対する回答（6/6公表分）

No.	書類名	内容	回答
1	仕様書別紙1	競技エリア照明照度要件の桑名市総合運動公園テニスコートのＬＥＤ提案照度区分（Ⅰ）と（Ⅱ）のエリアをご教示願います。	仕様書別紙1に誤りがありました。 仕様書別紙1の書式を修正し、掲載します。また、次のとおり修正しています。 【誤】別紙1 競技エリア照明照度要件 3桑名市総合運動公園テニスコート（Ⅰ） JIS照度区分 テニス屋外 Ⅰ 【正】別紙1 競技エリア照明照度要件 3桑名市総合運動公園テニスコート（Ⅰ） JIS照度区分テニス屋外 Ⅱ
2	様式11	注①に「桑名市体育館アリーナについては、令和8年2月9日から令和8年2月22日の期 間に施工すること。」と有りますが、その期間は連続して施工可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	様式12	注1(4)に「ナイター照明、高天井照明の調光機能について、具体的に提案内容を記載すること。」と、有りますが、屋外ナイター照明を調光する用途をご教示願います。	様式12に誤りがありました。 様式12の書式を修正し、掲載します。また、次のとおり修正しています。 【誤】様式12 主な使用器材提案書 （注）1(4)（ナイター照明、高天井照明の調光機能について・・・） 【正】様式12 主な使用器材提案書 （注）1(4)（高天井照明の調光機能について・・・）
4	実施要領2（4）	債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	支払い方法については、協議の上決定となります。
5	実施要領2（5）	工事期間について、今後、新型コロナ等の感染症や半導体不足等、大規模災害等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、貴市の了解を得れば、工期遅延に伴う損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	予想されるリスクと責任分担より天災等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、お見込みのとおりです。
6	実施要領11（4）	電子データ（ＣＤ－Ｒ）の提出は、⑤見積書（様式10）のみで宜しいでしょうか。	実施要領に誤りがありました。 実施要領を修正し、掲載します。また、次のとおり修正しています。 【誤】10 （4）提出部数（⑤の電子データ（ＣＤ－Ｒ）一式） 【正】10 （4）提出部数（③の電子データ（ＣＤ－Ｒ）一式）
7	実施要領17	賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けますでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。 ③契約締結に際しては、受注者決定後、何日以内にする必要がありますでしょうか。	①②契約内容については、提案内容及びその後の協議により決定します。②可能です。 ③契約を締結する旨の通知を受けた日から7日以内(土、日、祝日を含む。)となります。（桑名市契約規則第31条）
8	仕様書4（1）（キ）	本内容について、協議の上、変更契約の対象と考えて宜しいでしょうか。	変更契約の対象ではありません。契約内容に含めてください。
9	仕様書4（2）①（イ）	現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①現場調査の結果及び工事期間中に、特注部材の発生、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	①②現地調査後に契約金額を確定し、そのうえで、契約を締結します。そのため、工事期間中に発生したものは対象外となります。
10	仕様書4（2）①（オ）	軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとありますが、軽微の判断基準はありますでしょうか。 記載の事項が発生した場合の判断は、協議の上、合意の場合は、本契約の作業範囲とし、受注者側の負担が大きいと判断になれば、変更の対象と考えても宜しいでしょうか。	協議の上、決定としますが、基本的には受注者側の負担と考えております。
11	仕様書4（2）①（キ）	火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出するものとありますが、実際に工事を担う電気工事会社からの提出で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
12	仕様書4（2）①（チ）	導通試験は、点灯確認と捉えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書4（2）①（テ）	落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	建設業法における建設工事の元請け事業者が排出事業者となりますので、排出事業者となる事業者は、関係法令を遵守し廃棄物を適正に処理してください。
14	仕様書4（2）①（ト）	ＰＣＢ入り安定器が見つかる可能性が有る施設を絞り込みたい為、ＬＥＤ化対象施設の竣工年月をご教示ください。	桑名市体育館 昭和54年7月 桑名市多度体育センター 昭和52年4月 桑名市総合運動公園 平成7年3月 九華公園野球場 昭和43年4月 桑名市多度アイリスパーク球場 平成15年4月
15	仕様書4（2）①（ナ）	石綿（アスベスト）含有に関する調査費及び調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は、発注者のご負担で対策を講じると考えて宜しいでしょうか。	アスベスト含有のみなし工事として実施してください。
16	仕様書4（3）③	今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	内容	回答
17	仕様書 4（3）③	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	賃貸借契約期間中は受注者の負担となります。
18	仕様書 4（3）③	原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	賃貸借契約期間中は受注者の負担となりますが、対象物件の保険適用対象外の地震、津波、噴火等による滅失・破損等の損害は、協議の対象とします。
19	仕様書 4（3）③	当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にはない、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	その他	契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	その他	提出書類様式のうち、様式1、2、3、5、6について、会社の押印等は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	紙媒体で提出する書類については押印が必要です。